



山形県公報

平成27年12月18日（金）
第2707号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…1497
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（ 同 ）…1498
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス  
事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………（地域福祉推進課）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…1499
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（林業振興課）… 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（ 同 ）…1500
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1501
- 県道の供用の開始……………（置賜総合支庁建設総務課）…1502
- 同……………（ 同 ）… 同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…1503
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）… 同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………1504
- 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数……………1505

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1506
- 平成28年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………（教育委員会）…1507
- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…1508

## 告 示

### 山形県告示第1048号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------|--------------------------|---------|------------|
| 株式会社東北福祉サービス           | 宅老所いんやく<br>山形市印役町二丁目5番5号 | 通所介護    | 平成27.10.30 |

**山形県告示第1049号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|---------------------------------|---------|------------|
| 社会福祉法人福寿会          | 居宅介護支援事業所 福寿乃郷<br>山形市飯田二丁目7番30号 | 居宅介護支援  | 平成27.10.30 |

**山形県告示第1050号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日     |
|------------------------------------|------------------------|-------------|-----|-----------|
| 株式会社アイ・タックルハーモニー<br>天童市石鳥居一丁目4番41号 | 巡るの畑<br>天童市石鳥居一丁目4番41号 | 就労継続支援B型    | 10名 | 平成27.10.7 |

**山形県告示第1051号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|------------------------------------|------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社アイ・タックルハーモニー<br>天童市石鳥居一丁目4番41号 | 巡るの畑<br>天童市石鳥居一丁目4番41号 | 就労継続支援A型    | 平成27.10.7 |

**山形県告示第1052号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地  | 辞退の効力<br>発生年月日 |
|-------------|-------------|----------------|
| 荒 木 歯 科 医 院 | 新庄市城西町5番16号 | 平成27. 12. 31   |

**山形県告示第1053号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施<br>する事業の種類            | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日      |
|-----------------|------------------------------|--------------|------------|
| 介護支援センター「よつばの里」 | 居 宅 介 護 支 援                  | 鶴岡市本町三丁目2番5号 | 平成27. 3. 1 |
| きだ内科クリニック       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 米沢市金池六丁目4番1号 | 同 9. 1     |

**山形県告示第1054号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 指定施術機関の住所       | 指定年月日        |
|-----------|-----------------|--------------|
| 吉 田 貴 紀   | 山形市鉄砲町一丁目14番42号 | 平成27. 11. 25 |

**山形県告示第1055号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字川ノ内字沢内山667-1から667-3まで、667-5、667-6
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字沢内山667-1・667-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高島町・東置賜郡川西町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高島町・東置賜郡川西町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
東置賜郡高島町（次の図に示す部分に限る。）、東置賜郡川西町  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1057号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市・酒田市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1058号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源かんの涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法

次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字塩森字飯森3000番から  
同 中里字中里297番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月18日

#### 山形県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 高畠川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字相森字村南617番1から  
同 一本柳字堂ノ前1680番13まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月18日

山形県告示第1061号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき西川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
西川都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

山形県告示第1062号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成27年12月8日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
添川 芳幸 第2919号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

山形県告示第1063号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道村総建第159号
- 2 指定の場所 東根市一本木二丁目7433番4の一部及び7433番14の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 40.02メートル
- 4 指定年月日 平成27年12月11日

山形県告示第1064号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |   |      |   |              |   |   |   |
|-------|---|------|---|--------------|---|---|---|
| 別表第4中 | 〃 | 松山支店 | 〃 | 字本町39番地の3    | 〃 | 〃 | を |
|       | 〃 | 平田支店 | 〃 | 飛鳥字大道端86番地の1 | 〃 | 〃 |   |

|   |        |   |            |   |   |    |
|---|--------|---|------------|---|---|----|
| 〃 | 東部酒田支店 | 〃 | 飛鳥字契約場30番地 | 〃 | 〃 | に、 |
|---|--------|---|------------|---|---|----|

|   |       |               |   |   |
|---|-------|---------------|---|---|
| ” | 若竹町支店 | 酒田市若竹町二丁目4番5号 | ” | ” |
|---|-------|---------------|---|---|

を

|   |       |               |   |   |
|---|-------|---------------|---|---|
| ” | 若竹町支店 | 酒田市若竹町二丁目4番5号 | ” | ” |
| ” | 平田支店  | ” 飛鳥字契約場30番地  | ” | ” |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第58号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,719人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 216,992人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,201人 | 村山市           | 7,174人  | 西村山郡 | 11,678人 |
| 米沢市         | 22,972人 | 長井市           | 7,706人  | 最上郡  | 11,962人 |
| 鶴岡市         | 36,428人 | 天童市           | 16,904人 | 東置賜郡 | 11,215人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,010人 | 東根市           | 12,840人 | 西置賜郡 | 8,492人  |
| 新庄市         | 10,131人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,080人  | 東田川郡 | 8,284人  |
| 寒河江市        | 11,450人 | 南陽市           | 9,018人  |      |         |
| 上山市         | 9,054人  | 東村山郡          | 7,385人  |      |         |

## 山形県選挙管理委員会告示第59号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、285人である。

平成27年12月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成28年4月18日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉村 美栄子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール天童

天童市芳賀土地区画整理事業34街区

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 吉田昭夫

## 3 変更する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）328台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）356台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

平成27年12月20日

## 5 届出年月日

平成27年11月18日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成28年4月18日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉村 美栄子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド

寒河江市大字寒河江塩水72番1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 内田和明

3 変更する事項

駐車場の収容台数

（変更前）237台

（変更後）135台

4 変更年月日

平成28年7月28日

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに尾花沢市役所において平成28年4月18日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北村山ショッピングプラザ

尾花沢市大字尾花沢字下新田1359番3外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称             | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 サ ン デ ー | 青森県八戸市根城六丁目22番10号 | 川 村 暢 朗 |
| 株式会社野川食肉食品センター  | 天童市老野森三丁目3番1号     | 野 川 勝 弘 |

（変更後）

| 名 称             | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 サ ン デ ー | 青森県八戸市根城六丁目22番10号 | 川 村 暢 朗 |
| 株式会社野川食肉食品センター  | 天童市老野森三丁目2番6号     | 野 川 喜 弘 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称         | 住 所           | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------|---------|
| 株式会社ジョイ        | 山形市前田町6番10号   | 松 谷 幸 一 |
| 押 切 信 彦        | 尾花沢市大字高橋177番地 |         |
| 株式会社野川食肉食品センター | 天童市老野森三丁目3番1号 | 野 川 勝 弘 |
| 株式会社あじまん       | 天童市乱川三丁目6番1号  | 佐 藤 友 紀 |

(変更後)

| 氏名又は名称         | 住 所               | 代表者の氏名  |
|----------------|-------------------|---------|
| 株式会社サンデー       | 青森県八戸市根城六丁目22番10号 | 川 村 暢 朗 |
| 押 切 信 彦        | 尾花沢市大字高橋177番地     |         |
| 株式会社野川食肉食品センター | 天童市老野森三丁目2番6号     | 野 川 喜 弘 |
| 株式会社あじまん       | 天童市乱川三丁目6番1号      | 佐 藤 友 紀 |

### 3 変更年月日

#### (1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 住所に係るもの 平成20年3月24日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 平成23年3月10日

#### (2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社サンデーに係るもの 平成27年9月1日
- ロ 株式会社野川食肉食品センターに係るもの
  - (イ) 住所に係るもの 平成20年3月24日
  - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成23年3月10日

### 4 届出年月日

平成27年12月2日

### 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成28年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

平成27年12月18日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 菊 川 明

## 山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生産情報 | 8名   |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成28年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

## 別記

## 平成28年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

## 1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成28年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## 2 募集区域

県下一円

## 3 出願期間

平成28年1月4日（月）から同月15日（金）正午まで

## 4 提出書類

## (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

## (2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

## (3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

## (4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

## (5) 健康診断書

学校所定のもので、平成27年4月1日以降に受診したもの

## 5 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接により行う。

(1) 期 日 平成28年1月23日（土）

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

ア 小論文（50分）

イ 面接（15分程度）

## 6 合格発表

平成28年1月27日（水）午後3時予定

## 7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成27年11月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成27年12月18日

|         |   |   |       |
|---------|---|---|-------|
| 山形県監査委員 | 森 | 田 | 廣     |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 夫   |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 香     |

## 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関23箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関       | 実 施 年 月 日   | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------|-------------|-------------|------|
| 鳥 海 学 園           | 平成27年11月16日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 農業総合研究センター水田農業試験場 | 平成27年11月16日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 病虫害防除所庄内支所        | 平成27年11月16日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 鶴岡南高等学校           | 平成27年11月16日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 酒田特別支援学校          | 平成27年11月16日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 酒田東高等学校           | 平成27年11月16日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 鶴岡養護学校            | 平成27年11月16日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 金峰少年自然の家          | 平成27年11月16日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 鶴岡北高等学校           | 平成27年11月16日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 新庄養護学校            | 平成27年11月16日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 庄内農業高等学校          | 平成27年11月16日 | 広谷委員        | 加藤委員 |
| 最上学園              | 平成27年11月24日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 最上教育事務所           | 平成27年11月24日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 新庄警察署             | 平成27年11月24日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 加茂水産高等学校          | 平成27年11月24日 | 加藤委員        |      |
| 鶴岡工業高等学校          | 平成27年11月24日 | 加藤委員        |      |
| 庄内食肉衛生検査所         | 平成27年11月24日 | 加藤委員        |      |
| 消防学校              | 平成27年11月25日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 庄内総合高等学校          | 平成27年11月25日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 工業技術センター庄内試験場     | 平成27年11月25日 | 森田委員        | 会田委員 |
| 庄内職業能力開発センター      | 平成27年11月25日 | 加藤委員        |      |
| 酒田警察署             | 平成27年11月25日 | 加藤委員        |      |
| 産業技術短期大学校庄内校      | 平成27年11月25日 | 加藤委員        |      |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 収入の調定が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。（庄内農業高等学校）

ロ 支 出

(イ) 期末手当における期間率の算定誤りにより追給を要する5万円以上のものがある。（酒田特別支援学校）

(ロ) 代金の支払を履行の完了を確認した日から2箇月を超えてしていないものがある。（最上教育事務所）